

特集 介護保険 10月から要介護認定の申請が始まります 2～7

富士市の住宅ローン 8・9

環境衛生週間 10

秋の全国交通安全運動 11

暮らしのたより 12～15

富士の民話 あれこれ 「^{てっばく}柚木のお天白さん」 16



人・情報・交流基地 vol.12 **心に響く歌を深く楽しく味わう**

高齢者学級「民謡」 今泉公民館

この講座で受講生の皆さんが歌っているのは、「駿河臼挽き唄」や「ちゃつきり節」などなじみのある地元の民謡や、全国各地の民謡など。新しくなった公民館の和室には、受講生の皆さんの生き生きとした歌声が響き渡っています。

皆さんは、「民謡はしっかりおなかから声を出さないとなかなかうまく歌えません。大きな声を出して歌うことは健康にもいいですね。毎回気の合う仲間と一緒に、味のある民謡を歌うのが楽しみでたまりません」と話してくれました。

介護保険

要介護認定の申請が始まります

急速に進む高齢化。それに伴い、ますます介護の問題が身近になってきます。介護する側、受ける側がそれぞれ安心して生活できるよう社会全体で支え合う制度として生まれた「介護保険制度」。いよいよ来年4月からこの制度がスタートします。

今回の特集では、介護保険制度の仕組みや10月から始まる要介護認定の申請手続などについてご紹介します。

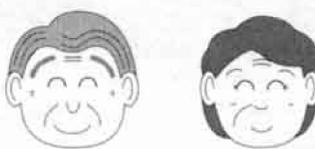
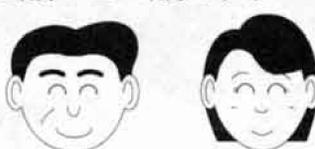
介護保険制度の内容は？

二十一世紀の半ばには、国民の三人に一人が六十五歳以上になる「超高齢社会」の時代になることが予測されています。

このことは、介護を必要とする寝たきりや痴呆などの高齢者がふえると同時に、その介護をする人も高齢になり、介護することが大きな負担になってくることを意味します。

介護は家族にも少なからず負担がかかります。介護のために仕事をやめざるを得ないといった事例も少なくありません。核家族化が進み、女性の就労率が高まるにつれて、家族だけで介護することはますます難しくなってきました。

そのような介護を家族で支えるだけでなく、社会全体で支えていくための制度が介護保険制度です。介護保険制度は医療保険や年金保険などと同じように、社会全体でお互いを助け合う仕組みになっています。この制度は、四十歳以上の皆さんが納める保険料と公費で賄われます。そして、保険料を納めることによりサービスを受ける権利が得られます。

| 区分 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|---------------|---|---|
| 運営主体 | 富士市 | |
| 加入する人 | 65歳以上の人  | 医療保険に加入している 40歳～64歳の人  |
| 介護サービスを利用できる人 | 寝たきり、痴呆、または高齢に伴い日常生活や家事などに介護・支援が必要な人 | 初老期における痴呆、脳血管疾患などの特定疾病で介護や支援が必要な人 |
| 介護サービスの利用料 | 介護サービスの利用にかかった費用の1割を自己負担します。施設に入所した場合、食費などは自己負担になります ※自己負担が一定の額を超えた場合については、超えた分が戻ってくる制度があります | |
| 保険料 | 所得に応じて5段階の保険料が定められます (平成12年3月に決定予定) | 加入している医療保険によって計算の仕方や額が異なります |
| 保険料の納め方 | 老齢年金・退職年金が月額1万5,000円以上の人は年金からの天引きで、そのほかの人は、市から郵送される納付書で納めていただきます | 医療保険料とあわせて納めていただきます |



特集

10月から

在宅でのサービス

| 家庭を訪問するサービス | |
|--|---|
| 訪問介護 | ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事などの手伝いをします |
| 訪問入浴介護 | 入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護をします |
| 訪問看護 | 医師の指示によって看護婦(士)などが家庭を訪問し、看護をします |
| 訪問リハビリテーション | 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーションをします |
| 居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養の助言をします |
| 日帰りで通うサービス | |
| 通所介護 (デイサービス) | 特別養護老人ホームやデイサービスセンターで、入浴や食事の世話、機能訓練などをします |
| 通所リハビリテーション | 介護老人保健施設や病院などで、リハビリテーションをします |
| 施設への短期入所サービス | |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 短期間、特別養護老人ホームなどで、日常生活の介護や機能訓練をします |
| 短期入所療養介護 (療養型ショートステイ) | 短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などで、医学的な管理のもと、看護や機能訓練、日常生活の介護などをします |
| 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修 | |
| 福祉用具の貸与・購入費の支給 | 車いすや特殊ベッドなどの貸与や、入浴用いす、腰かけ便座など入浴・排せつに使う福祉用具の購入費を支給します |
| 住宅改修費の支給 | 手すりの取り付けや段差の解消など、住宅の改修費用を支給します |
| このほか、痴呆性高齢者のグループホームでの介護サービス、有料老人ホームに入所している人への介護サービス、介護サービス計画の作成などがあります | |

施設でのサービス

| | |
|-------------------------|---|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 常に介護が必要な人に、日常生活上の世話や健康管理、療養上の管理、機能訓練をします |
| 介護老人保健施設 | 病状が安定している人に、リハビリテーションを中心とする医療ケアや介護をします |
| 介護療養型医療施設 | 長期にわたる療養や介護が必要な人に、介護などの世話、機能訓練、その他必要な医療をします |

介護保険ではどんなサービスが受けられる??

介護保険では、介護が必要になっても、できる限り住みなれたところで自立した生活ができるよう、必要な保健・福祉・医療サービスが総合的に受けられる仕組みを目指しています。また、サービスを利用する本人や家族が必要なサービスを選択できることや、さまざまな民間事業者の参入により、競争の原理が働き、効率的で良質なサービスの提供ができることが特徴です。

介護保険によって、実際に次のようなサービスが受けられます。

10月～平成12年1月は、申請の受け付け方法が2通りに分かります
(平成12年2月以降は、随時介護保険課で申請を受け付けます)

申請

申請はどのようですか？

介護サービスを受けるには、まず市へ申請することが必要になります。市では、認定作業を円滑に行うため、特別養護老人ホームに入所していたり、在宅で訪問介護や訪問看護を受けていたりするなどの保健・福祉・医療サービスを現在受けている人と、そうでない人に分けて要介護認定の申請を受け付けます。

●申請が必要な人

- ・六十五歳以上で、寝たきりや痴呆などで介護や支援が必要と思われる人
- ・四十歳以上六十五歳未満の人で、特定疾病（注一）で介護や支援が必要と思われる人

●申請の仕方

本人または家族が申請してください。また、近くの居宅介護支援事業者（注二）や介護保険施設（注三）などに申請を依頼することもできます

現在、保健・福祉・医療サービスを利用している人

受付期間 十月～十一月末

受付場所 現在サービスを利用している施設など（在宅介護支援センター、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、社会福祉協議会など）

※各施設などで申請期間を定めています。その期間に申請できないときは、十一月末までに各施設などへ申請してください。

現在、保健・福祉・医療サービスを利用していない人

受付期間 十二月～平成十二年一月末

受付場所 各地区公民館など

※日時を決めて各地区の公民館などを巡回して申請を受け付けます。お近くの公民館などへお越しください。なお、期間中、介護保険課でも申請の受け付けを行います。

●日時、会場など詳しくは、広報ふじ十一月五日号、十二月五日号や各町内の回覧などお知らせします。

注一・特定疾病

初老期の痴呆（アルツハイマー病、脳血管性痴呆など）、脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など）、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、慢性関節リウマチ、後縦靭帯骨化症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症による骨折、早老症（ウエルナー症候群）

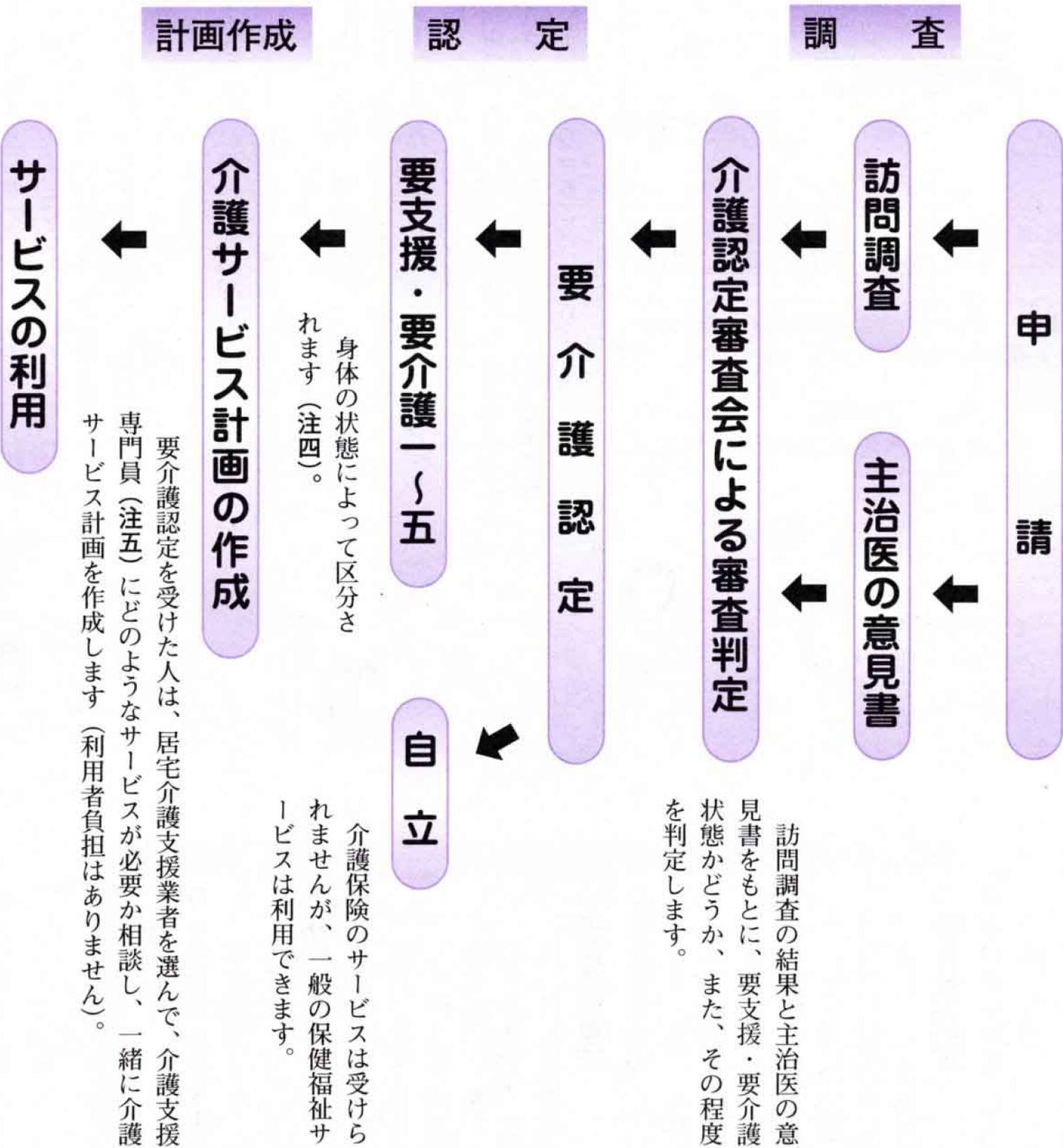
注二・居宅介護支援事業者

介護保険のサービスを利用する人などから依頼を受けて介護サービス計画の作成を行う事業者として、県に申請を行い、その指定を受けた事業者のことです。

注三・介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）のことです（P3参照）。

申請をしてからサービスを受けるまでの流れは？



訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、要支援・要介護状態かどうか、また、その程度を判定します。

介護保険のサービスは受けられません。一般の保健福祉サービスは利用できません。

注五・介護支援専門員
介護支援専門員(ケアマネージャー)は、保健・医療・福祉の専門職のうち、一定の実務経験があり、都道府県などが行う試験に合格し、実務研修を修了した人です。介護支援専門員は、主に居宅介護支援事業者や介護保険施設などに配置され、介護サービス計画の作成や事業者などとの連絡調整を行います。

| 要介護度 | 身体状況 | 月平均利用額 |
|------|--------------------------------------|-----------|
| 要支援 | 日常生活の能力は基本的にはあるが入浴などに一部介助が必要 | 6万4,000円 |
| 要介護1 | 立ち上がりや歩行が不安定。排せつ・入浴などに一部介助が必要 | 17万 円 |
| 要介護2 | 立ち上がりや歩行などが自力で困難。排せつ・入浴など一部又は全体介助必要 | 20万1,000円 |
| 要介護3 | 立ち上がりや歩行などが自力で不可。排せつ・入浴・衣服着脱など全体介助必要 | 27万4,000円 |
| 要介護4 | 排せつ・入浴・衣服着脱などの日常生活に全面的介助が必要 | 31万3,000円 |
| 要介護5 | 意思の伝達が困難。生活全般について全面的介助が必要 | 36万8,000円 |

※月平均利用額は平成11年8月公表分。

注四・要介護度区分と在宅介護サービスの月平均利用額(仮)

介護サービス計画の具体例は？

市内に住むAさんはことし七十八歳になる男性。二年前に事故で足を骨折し、徐々に動けなくなり寝たきりの状態になりました。現在、家族の介護を受け自宅で過ごしていますが、家族の介護疲れが心配なAさんは、介護サービスを受けたいと希望しています。

ある日、Aさんは家族に頼み要介護認定の申請を出しました。その後、Aさんの自宅に市の職員が訪問調査に訪れました。

審査の結果、Aさんには「要介護三」と認定された通知が届きました。Aさんは家族とともにどのようなサービスを受けるか介護支援専門員に相談し、在宅介護サービス計画の作成をお願いしました。介護支援専門員は二十七万四千円の月平均利用額の中で、Aさんに次のような組み合わせを提案し、Aさんは、自分と家族の希望をできる限り取り入れた介護サービスを受けることになりました。

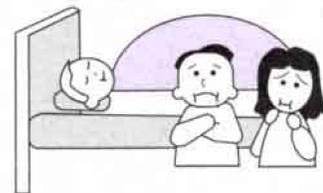
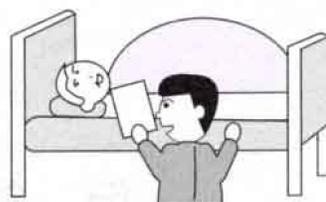
● Aさんの介護サービス計画

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 午前 | 訪問看護 | 通所 リハビリ | 訪問介護 | 訪問介護 | 通所 リハビリ | 訪問介護 | 訪問介護 |
| | | | | | | | |
| 午後 | ※訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) | 訪問介護 (巡回型) |
| | | | | | | | |

※巡回型訪問介護…ホームヘルパーが複数の家庭を巡回し、排せつなど短時間の介助をするサービス

- 短期入所が6か月に3週間程度。
- このほか、車いすと特殊寝台の福祉用具貸与。

このサービスを利用するに当たっては、Aさんはかかったサービス料の1割を負担することになります。



介護保険 Q&A

介護保険制度説明会などで、市民の皆さんから多く出された質問とその回答をまとめました。

◆ 申請

Q 申請書類が多くて面倒なのではないか？

A 申請用紙は一枚で、記入しやすいように簡潔なものになっています。

◆ 訪問調査

Q 訪問調査ではどんなことを聞かれるのか？

A 訪問調査は、市の職員や市から委託を受けた介護支援専門員が家庭などを訪問します。調査は視力・聴力などの身体機能や、起き上がり、歩行などの基本的な身体動作、衣服の着脱や浴槽の出入りなど日常生活動作に関する八十七項目を聞き取ります。



◆ 認定審査会

Q 認定審査会のメンバーはどんな人でどう審査をするか？

A 保健・医療・福祉の専門家で構成されています。コンピュータによる一次判定の結果が適正であるか五人の審査会委員で検討し、必要に応じて変更します。

Q 認定審査会の公平性は？

A 公平性を保つため、審査判定は一次判定結果をもとに、全国共通の心身の状態の例に照らして行われます。また、審査判定のマニュアルに沿って委員の研修を行います。

◆ 要介護認定

Q 申請から認定までの間に状態が悪くなったときはどうするのか？

A 随時申請ができますので、再申請してください。また、要介護認定は原則として六か月ごとに見直されます。

Q 認定結果に不服の場合、異議申し立てができるのか？

A 要介護認定について不服がある場合は、その結果を知らされてから六十日以内に、県の介護保険審査会に不服申し立てができます。

来年4月のスタートに向けて 全力で準備を進めています



介護保険課
植松 雅紀 課長

現在、富士市の高齢化率は一三・八%で、全国平均よりは低くなっています。しかし今後、富士市でも高齢化が進み、ますます多くの皆さんが介護を必要とすることは確実な状況です。介護保険制度は福祉と医療が一体となったサービスを、公平に受けられるこれまでにない新しい制度です。市では、制度の内容などを皆さんに詳しく知っていただくため、各地区などで説明会を実施してきました。説明会では、認定の公平性や保険料のこと、サービスの提供についての質問が多く出され、介護保険への関心の高さとともに、新しい制度に対する皆さんの期待や不安もうかがえました。

来年四月の制度開始まであと七か月になりましたが、市民の皆さんにとって利用しやすい制度になるよう、市では全力を挙げて制度の開始に当たっての準備を進めているところです。

年明けには市の介護保険事業計画を策定しますが、それにより市民懇話会を設置し、委員の皆さんからご提言をいただきながら、富士市に合った計画をつくっていきます。

介護保険は皆さんの保険料で支えられる制度です。保険料の額は決まり次第、皆さんにお知らせします。この制度でのサービスを利用するためには、まずは十月から始まる要介護認定の申請が第一歩となります。介護サービスが必要な人は、ぜひ申請をしてください。

◇サービスの利用

Q 富士市以外の事業所で行っているサービスも使えるか？

A 介護保険のサービスは他市町村の事業所のサービスも使えます。

Q 現在、特別養護老人ホームなどの施設に入所している人が、自立や要支援の判定がされた場合はどうするのか？

A 施設入所者には五年間の経過措置があります。その間に、自宅で介護ができるように支援していくことになっています。

◇保険料

Q 富士市の第一号被保険者の平均的な保険料はいくらか？

A 各種サービスの単価基準が示されてから決定しますので、現時点で正確な額はお知らせできません。来年三月には富士市の保険料が提示できます。

Q 第二号被保険者の保険料は？

A 現在、具体的にはいくらか決まっています。医療保険に上乗せされ、事業主と折半して負担していただくこととなります。

◇保険証

Q 保険証の交付は？

A 第一号被保険者には全員交付されますが、第二号被保険者へは、認定された人や希望者に交付します。

Q 介護保険を使っているときに、医療保険は使えるのか？

A 使えます。医療に関する部分は医療保険で、介護に関する部分は介護保険で対応します。



介護保険制度については、広報ふじ二十日号の介護保険コーナーや各町内の回覧などでこれからお知らせしていきます。ぜひごらんください。

問い合わせ

介護保険課

内線

二三〇七

メール kaigo@city.fuji.shizuoka.jp

富士市の住宅ローン

融資の申し込みを受け付けます

「富士市の住宅ローン」(富士市勤労者住宅建設資金貸付制度)は、働く人のマイホーム取得の援助資金として、市と静岡県労働金庫が協同で貸し付けをするものです。まもなく、秋の申込期間が始まります。また、申し込みの受け付けに先立ち、詳しい説明会を開きます。

住宅の新築、増改築を考えている皆さん、「富士市の住宅ローン」を利用してみてはいかがでしょうか。

富士市の住宅ローンについて

利用できる人は

市内に自分が住む住宅を新築、増改築するか、または土地、建物を購入する勤労者です。中古住宅やマンションの購入についても対象となります。

ただし、土地を購入する場合は、富士市に住民登録をしている勤労者か、市内の事業所に5年以上勤めている勤労者に限ります。

融資額と貸付期間は

融資額は1件につき最高800万円です。800万円を超える融資を希望するときは、そのほかの公的融資とあわせて利用できます。貸付期間は、5年、10年、15年、20年、25年のいずれかです。

秋の受付融資額は約2億5,000万円で、10月18日・19日の2日間で申し込みが融資枠を超えた場合は抽せん会を行います。

貸し付けの条件は

◎住宅の建築面積

住宅の建築面積は、50平方メートル以上、280平方メートル以下。

◎宅地購入の場合

宅地面積が100平方メートル以上、330平方メートル以下で、貸し付けの日から5年以内にその土地に住宅を建築できること。

◎保証人

原則として必要ありません。

◎担保

その不動産を担保とし、第1順位とする。ただし、住宅金融公庫と厚生年金の融資をあわせて受けた場合は、第3順位を認めます。

利率

(火災保険・生命保険つき。保証料は別に必要です)

5年・・・年2.36%

10年・・・年2.88%

◇7月末現在の利率なので、変動する場合があります。

返済は、元利を均等に割る毎月払い、
または、ボーナス併用払いで

☆融資額別返済額の目安

| 融資額 | 期間 返済方法 | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 25年 |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | コース | コース | コース | コース | コース |
| 300万円 | 毎月払い | 5万3,100円 | 2万8,900円 | 2万 600円 | 1万6,500円 | 1万4,100円 |
| | ボーナス 併用 | 2万6,600円 | 1万4,500円 | 1万 300円 | 8,300円 | 7,100円 |
| | | 16万円 | 8万6,900円 | 6万2,000円 | 4万9,600円 | 4万2,300円 |
| 500万円 | 毎月払い | 8万8,500円 | 4万8,100円 | 3万4,300円 | 2万7,500円 | 2万3,400円 |
| | ボーナス 併用 | 4万4,300円 | 2万4,100円 | 1万7,200円 | 1万3,800円 | 1万1,700円 |
| | | 26万6,600円 | 14万4,800円 | 10万3,300円 | 8万2,700円 | 7万 500円 |
| 800万円 | 毎月払い | 14万1,500円 | 7万6,900円 | 5万4,800円 | 4万3,900円 | 3万7,500円 |
| | ボーナス 併用 | 7万 800円 | 3万8,500円 | 2万7,400円 | 2万2,000円 | 1万8,800円 |
| | | 42万6,500円 | 23万1,700円 | 16万5,200円 | 13万2,300円 | 11万2,800円 |

◇表中の「ボーナス併用」は、融資額の2分の1をボーナス払いする場合です。

(「ボーナス併用」の上段は毎月払い額、下段はボーナス時の支払い額)

◇15・20・25年の返済額は、当初10年間の金額で、11年目からは労働金庫の定める金利での返済となります。



☆住宅金融公庫と比較すると...

例) 融資金額 800万円 返済期間 10年
返済方法 毎月元利均等返済

| | 富士市住宅ローン | 住宅金融公庫 |
|-------|----------------|-------------|
| 建築面積 | 125平方メートル | |
| 金利 | 2.88%(固定金利) | 2.60%(固定金利) |
| 毎月返済額 | 7万6,806円 | 7万5,780円 |
| 生命保険 | ろうきん負担 | 約12万6,000円 |
| 火災保険 | ろうきん負担 | 約4万8,000円 |
| 保証料 | 4万 640円 | 4万6,600円 |
| 支払総額 | 925万7,360円 | 931万4,200円 |
| 支払差額 | 10年間で約5万7,000円 | |

富士市の住宅ローン

説明会

9月27日(月)～10月1日(金) 9:00～15:00

静岡県労働金庫富士支店

静岡県労働金庫吉原支店

ろうきん岳南ローンセンター

申し込み

10月18日(月)・19日(火) 9:00～15:00

静岡県労働金庫富士支店 ☎61-0808

静岡県労働金庫吉原支店 ☎53-2525

ろうきん岳南ローンセンター ☎52-8333

問い合わせ

富士市役所商工労政課

☎51-0123 内線2591

環境衛生週間

九月二十四日(金)～

十月一日(金)

環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に定められました。浄化槽の点検や清掃を定期的に行ったり、リサイクルを進めたりすることは身近にできる環境への心遣い。美しい環境を守っていくために、もう一度私たちの生活を見つめ直してみませんか。

定期的な点検と清掃を

浄化槽の使用者(管理者)は、保守点検と清掃を定期的に行うことが、浄化槽法により義務づけられています。保守点検とは浄化槽の異常や故障などを早期発見し予防措置をとること、清掃とは浄化槽にたまった汚泥を取り除き、装置類をきれいに洗うこと(バキュームカーによる抜き取り)です。これらの維持管理は、悪臭の発生を防ぎ、機能を正常に保つためにも重要な作業です。

委託契約を結びましょう

維持管理が適正に行われないと、次第に浄化槽の機能が低下し、し尿がそのまま流されてしまうなど、周りに迷惑をかけるだけでなく環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早目に修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって余分な費用がかかることにもなります。

維持管理はあらかじめ専門業者(県

の登録業者。清掃の場合は市の許可業者)と委託契約を結んでおけば、検査が定期的実施されるため面倒ではありません。

浄化槽パトロールを

実施します

市内では、六千八百八十三基、全体の二〇%以上がまだ保守点検がされていません。県と浄化槽協会の協力で、浄化槽パトロールを九月下旬から十月

中旬にかけて実施します。このパトロールでは保守点検をしていない家庭などを指導していきます。ぜひ、これを機会に浄化槽の保守点検と清掃の重要性について見直してみましょう。

浄化槽保守点検状況(平成10年度調べ)

| | |
|----------|----------|
| 浄化槽設置基数 | 3万 729基 |
| 保守点検実施基数 | 2万3,846基 |
| 保守点検未実施 | 6,883基 |

ペットボトルと繊維類の回収にご協力ください

ペットボトルや繊維類はリサイクルできる資源。また、ごみの減量化にもつながります。



ペットボトルの回収状況

七月一日から始まったペットボトルの回収では、一か月間で三千五百七十キログラムのペットボトルが回収されました。これは二リットル入りの容器に換算して約六万本になります。しかし、収集されている可燃ごみの中には、まだまだ多くのペットボトルが混入しており、回収率は可燃ごみとして出されているペットボトルの推定量の一〇%に満たない状況です。

ペットボトルの回収ボックスは市内五十四か所のスーパーなどに設置してあります。一本でも多くのペットボトルを資源としてリサイクルできるように、回収に一層のご協力をお願いします。

繊維類(ウエス)の回収状況

四月一日から始まった繊維類(ウエス)の集団回収活動では、八月五日現在で二十六団体が登録し、四月から六月までの回収活動は延べ十五回行われました。その結果、七千六百三キログラムの古着や古布などが回収され、回収した団体へは一キログラム当たり五円の報奨金が支払われました。

繊維類は可燃ごみの中の約三%を占めていると推測されていますが、そのほとんどはごみとして出されている状況です。

環境衛生課では回収する登録団体を随時受け付けています。回収に一層のご協力をお願いします。

浄化槽についての問い合わせは 環境衛生課 内線2051、富士保健所業務環境課 ☎65-2153
リサイクルについての問い合わせは 環境衛生課 内線2055



平成11年度 秋の全国交通安全運動



9月21日(火)～30日(木)

平成11年8月23日までの市内の交通死亡事故は13件で、昨年のペース（1年間で10件）をはるかに上回っています！交通事故を起こさないよう、1人1人が交通安全の意識を持ち、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

めざせベスト！交通安全県“静岡”

～全国ワースト10脱出に向けて～

運動の重点

- 高齢者の交通事故防止
- シートベルト着用の徹底とチャイルドシートの着用促進
- 運転中の携帯電話使用の追放



◆街頭や地域で、啓発活動を行います◆

| と | き | 行 | 事 | と | こ | ろ |
|--------|-------------|-------------------------------|---|---|---|-----------------|
| 21日(火) | | (街頭指導・広報の日) | | | | |
| | 7:00～8:00 | 街頭指導及び広報 | | | | 各地区・市役所駐車場 |
| | 9:00～11:00 | 高齢者ドライバースクール | | | | 吉原自動車学校 |
| | 18:00～20:00 | 主要交差点街頭指導 | | | | 各地区 |
| 22日(水) | 9:00～17:00 | 放置自転車一掃作戦 | | | | 市営自転車駐車場 |
| | 12:00～17:00 | 移動安全運転セミナー | | | | 東部運転免許センター(沼津市) |
| 24日(金) | | (シートベルト着用の徹底とチャイルドシートの着用推進の日) | | | | |
| | 9:30～11:00 | 高齢者ドライバースクール | | | | 富士自動車学校 |
| | 15:00～16:00 | シートベルト着用街頭広報及び指導取り締まり | | | | ロゼシアター西側交差点 |
| | 15:00～16:00 | チャイルドシート着用啓蒙 | | | | 〃 |
| 27日(月) | 7:40～8:20 | 高校生自転車通学街頭指導 | | | | 市内6か所 |
| | 14:00～15:00 | 飲酒運転追放街頭広報 | | | | 吉原中央駅周辺 |
| 28日(火) | 10:00～13:00 | 交通安全ホールインワン | | | | 広見公園 |
| | 9:30～11:00 | シルバーサイクル光輝作戦 | | | | 新通町公園 |
| 29日(水) | 15:00～16:30 | 交通安全協会交通安全功労者、優良運転者表彰式 | | | | ホワイトパレス |
| | | (高齢者交通安全の日・交通事故ゼロの日) | | | | |
| 30日(木) | 7:00～8:00 | ノンブレーキー掃作戦(モシモシ運転追放) | | | | 各地区 |
| | 9:00～11:00 | 交通安全高齢者訪問指導 | | | | 市内 |
| | 18:00～20:00 | 主要交差点街頭指導 | | | | 各地区 |

問い合わせ 交通安全課(富士市交通安全対策協議会事務局) 内線2476

シルバーッキングスクール
(高齢者料理教室)

☎ 高齢者福祉課 内線 2318

料理教室に参加して、楽しく仲間づくりをしてみませんか。

とき 10月7日～平成12年1月27日

毎週木曜日 13:30～16:30 計15回

ところ 富士駅南公民館調理実習室

対象 60歳以上の男性

定員 15人(先着順)

受講料 無料(材料費は実費負担)

申し込み 9月20日～30日に直接または電話で高齢者福祉課へ

自治宝くじの助成を受けて購入した太鼓などを甲子神社祭典で披露

☎ 総務課 内線 2763

8月7日・8日に行われた甲子神社祭典で、富士町拓栄会が、自治宝くじの助成を受けて購入した1尺6寸長胴太鼓や五丁掛締太鼓などを披露しました。これからも、ますます活動が活発になることが期待されます。



広見公民館児童分館
ハイスクールボランティア募集

☎ 児童福祉課 内線 2327

広見公民館児童分館で子供たちと一緒に遊ぶお兄さん、お姉さんを募集。

対象 市内在住の高校生

活動内容 4～5人のグループをつくり、年間1～2回、1～2時間程度、メンバーが企画した遊びなどを実施
申し込み 直接または電話で広見公民館児童分館(石坂375)へ ☎22-0582
※活動者には、ハイスクールボランティア活動証明書を発行します。

高齢者と障害者のための
住宅整備資金をお貸しします

☎ 高齢者福祉課 内線 2318

市は、富士信用金庫と連携して60歳以上の人や、身体障害者手帳1～4級と療育手帳Aの人の専用居室などを新築・増改築・改造するための資金をお貸しします(事前工事は対象外)。

貸付限度額 300万円(年利率1.7%、

ただし、保証人なしの場合は別に約0.8%の保証料がかかります)

償還方法 10年以内元利均等月賦償還

連帯保証人 2人(市内在住の人)

申し込み 平成12年2月29日までに高齢者福祉課へ

お年寄りが飼育するペットの
医療費を半額免除します

☎ 高齢者福祉課 内線 2318

富士獣医師会では、お年寄りが飼育する犬・猫などのペットの予防注射や病気の治療費(狂犬病予防注射・登録料や病院で販売する商品は除く)の半額を免除しています(CAMSS制度=コンパニオンアニマルメディカルサポートシステム)。

対象 70歳以上の年金だけで生活をしている人(ひとり暮らし、または夫婦だけの世帯)

※診察時には、高齢者福祉課が発行する証明書を持参してください(一部利用できない動物病院があります)。

静岡県子育てサークル講座
～気軽に友達づくりを～

☎ 児童福祉課 内線 2332

- ①マタニティサロン(妊婦対象)
 - 10月27日(水) 保健女性センター
 - ②ママサロン(未就学児を持つ母親対象)
 - 10月21日(木) 伝法公民館
 - 12月15日(水) 保健女性センター
- …①②とも…

時間 10:00～11:30

定員 各50人(先着順)

受講料 無料

申し込み 9月29日から受け付けます。
電話で県子育てサークル育成アドバイザー 金澤 方へ ☎62-5898
※託児あります(要予約)。

9月10日は、全国下水道促進デー

～水 きれいなままに～

下水道は、皆さんの家庭から出る汚れた水を下水道管に通して下水処理場に集め、きれいな水にしてから川に返すもの。地球の水・環境のためにはなくてはならない大切なものです。

毎日の生活で、知らず知らずのうちにどれだけたくさんの水を汚しているか、この日を機会にもう一度考えてみてはいかがでしょうか。

☎ 下水道部管理課 内線2512

富士市下水道部

環境シリーズ No.17
環境KGB作戦

今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に伴う、二酸化炭素の排出や資源の採取などが原因となっています。このため私たち自身のライフスタイルを見直し転換していくことによって、解決への道が開けるものです。

県では、静岡県環境基本計画を策定し、総合的体系的な環境政策を推進しています。しかし、地球温暖化やダイオキシンなどの化学物質による健康への影響、廃棄物問題などへの意識が急

速に高まり、「解決のための行動」を求める声がさらに大きくなっています。

そこで、県は環境対策の具体的な行動「しずおか環境政策3ヵ年プログラム“HOPE”」を提案し、行政だけでなく、県民、事業者、団体など社会に参加する人々すべてが一体となって取り組む21の行動を提案しました。

今年度は、皆さんが具体的に行動する、あるいはそのきっかけとなるチャンスを提供していくため、「環境KGB作戦」を行っています。

「環境KGB作戦」とは、県民などが参加・活用できる県の施策を、K(科

学・教育)、G(技術・技能)、B(文化・文明)に整理し、「環境への優しさをビジネスにしたい人のために」、「環境に優しいライフスタイルを目指す人のために」など、施策を利用する側の立場に立ってつくられたものです。

環境に関するさまざまな月間行事やイベントなどを紹介している、「環境KGB作戦」の情報誌やポスターは、環境保全課で配布しています。皆さんも環境に優しい行動のきっかけにしてください。

問い合わせ 環境保全課 内線2072

**重度心身障害者
医療費受給者証の更新**

☎ 障害福祉課 内線 2322

重度心身障害者の医療費受給者証が10月1日から新しくなります。9月30日までに新しい受給者証を郵送しますので、古い受給者証は破棄してください。

なお、受給者証番号も変わりますので、現在医療機関などで治療を受けている人は、新しい受給者証を必ず病院の窓口で提示してください。

※今回更新分から、受給者証は3年間使えるようになります。

**特別障害者手当などを
支給します**

☎ 障害福祉課 内線 2322

市は、重度の障害を持っている人に、手当を支給しています。該当する人は申請してください(支給制限があります)。

◎特別障害者手当

20歳以上で重度の障害が重複、または障害のため常時特別な介護が必要な人

◎障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級または2級の一部(常時介護)、またはIQ20以下の人

◎特別児童扶養手当

20歳未満の障害児を介護し、生計を維持している父母。または障害児と同居していて介護し、生計を維持している養育者

◎交通禍などによる遺児等福祉手当

18歳未満で、両親が死亡または生死が不明であるか、片親が死亡し、もう一方の片親も生死が不明または重度障害者である児童を養育している保護者

センター婦人がん検診

☎ 保健女性センター 64-8992

と き 10月15日(金) 13:30~14:15

と ころ 保健女性センター

内 容 子宮頸がん・乳がん検診

対 象 30歳以上の女性

受診料 1,100円(70歳以上の人などは無料)

申し込み 電話で保健女性センターへ予約してください

※不正出血・子宮筋腫などがある人は医療機関での検診をお勧めします。

**静岡県男女が共に参画する地域活動支援事業
フェミニスト・カウンセリング講座**

☎ 女性施策推進室 64-8995

と き ①10月9日 13:00~15:00(公開講座) ②11月6日・13日、12月4日・11日 13:30~16:00 各土曜日 計5回

と ころ 保健女性センター

対 象 一般女性

定 員 30人(①のみは200人)

講 師 ①森田ゆりさん(子供の虐待・性暴力防止などの専門職養成トレーナー、CAP紹介者)
②平川和子さん(東京フェミニストセラピーセンター所長)

受講料 1万円(①のみは1,000円)

申し込み・問い合わせ 電話またはFAXでAMOC富士へ ☎FAX51-4355

※託児あります(9月30日までに要予約)。

9月の教育委員会会議

9月定例会を次のように開催します

と き 9月21日(火) 13:00~

と ころ 中央図書館視聴覚室

☎ 教育委員会管理課 内線2748

**救急医療センターの
利用について**

☎ 保健女性センター 64-8991

救急医療センターは、休日・夜間などにおける急病患者に対し、応急の医療を行うための救急医療施設です。

家族の健康管理のためにも、日ごろからかかりつけ医を確保しておき、救急医療センターは休日・夜間などで急病になったときに利用していただくよう、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ 富士市救急医療センター ☎51-0099

ぜんそく健康相談

☎ 保健女性センター 64-8991

ぜんそくなどの呼吸器疾患の悩みについて、医師や保健婦、栄養士が相談に応じます。気軽にご相談ください。

と き 9月21日(火) 13:30~14:30

と ころ 保健女性センター

申し込み 電話で保健女性センターへ

秋の農作業安全運動

9月21日~10月20日

農作業事故ゼロを目指して

農業機械による事故は、重傷を負うケースが非常に多く、家族をも不幸に巻き込んでしまうこともあります。全国では、毎年400件近くもの農作業死亡事故が発生しています。

秋は、農業機械を扱う機会も多くなります。点検を積み重ね、事故の原因を一つ一つ取り除きましょう。

☎ 農政課 内線2563

9月の休日当直医など

内科・小児科・外科

救急医療センター 51-0099 津田

●診療時間

平日 午後7時~翌朝8時

土曜日 午後2時~翌朝8時

日曜祝日 午前9時~翌朝8時

◆9月5日(日)

産婦人科 米山病院 52-3060 吉原4

眼科 渡辺クリニック 22-1500 原田

耳鼻科 岩淵医院 51-4161 沼津

柔道整復 高橋接骨院 53-8751 石坂

◆9月12日(日)

産婦人科 池田産婦人科 21-2228 石坂

眼科 花崎眼科医院 66-0100 五味島

耳鼻科 北村クリニック 62-7088 本市場

井口医院 71-5400 三島

柔道整復 望月接骨院 61-2090 平垣

◆9月15日(水)

産婦人科 遠藤産婦人科 52-1941 吉原3

眼科 加藤医院吉原分院 57-3000 吉原4

耳鼻科 島田医院 87-2259 長泉町

柔道整復 岩山接骨院 33-1751 鈴川町

◆9月19日(日)

産婦人科 唯・レディースクリニック 60-5747 蓼原

眼科 長野医院 60-7100 柚木

耳鼻科 ぬまづ島田医院 24-0780 沼津

柔道整復 名倉堂接骨院 63-5554 本市場

◆9月23日(木)

産婦人科 望月産婦人科 34-0445 比奈

眼科 阿部眼科医院 61-5810 松岡

耳鼻科 はら仙石医院 67-2012 沼津

柔道整復 清接骨院 71-3177 入山瀬2

◆9月26日(日)

産婦人科 北西医院 61-0119 本市場

眼科 つるが眼科医院 63-1090 水戸島

耳鼻科 善得クリニック 51-8733 今泉

関病院 71-4133 三島

柔道整復 二宮整骨院 53-8833 伝法

◎休日救急歯科診療

診療時間 午前9時~午後4時

診療場所 歯科医師会館 ☎53-5555

平日の夜間及び休日当直医の
問い合わせは… ☎51-9999

国民健康保険 「保険証」の更新について

☎ 国民健康保険課 内線 2340

国民健康保険の「保険証」が10月1日から変わります。

新しい保険証（肌色）は9月下旬に世帯主あてに郵送します。

なお、災害など特別の事情がないのに保険税を納めていない世帯には、「被保険者資格証明書」を交付します。

「被保険者資格証明書」で受診すると医療費を全額支払うことになり（領収証書を持参し、国民健康保険課に申請すると医療費の一部をお返しします）、また必要な保険給付を受けられないことがあります。

※保険証が届かない場合や納税の相談などの問い合わせは国民健康保険課へ。

不動産の無料相談会

☎ 土地対策課 内線 2417

不動産鑑定士が相談に応じます。

とき 10月1日(金) 10:00～16:00

ところ 沼津市役所7階第3会議室

内容 土地価格、土地取引（売買など）、借地、借家、相続、贈与など
問い合わせ (社)静岡県不動産鑑定士協会 ☎054-253-6715

土地家屋調査士・行政書士 無料相談

☎ 建設部管理課 内線 2492

とき 10月1日(金) 10:00～15:00

ところ 市役所2階ロビー

内容 土地の調査測量・分筆、建物の新築・増築の登記、農地転用の届け出、土地利用・道路・河川占用の届け出、建設業の登録など
問い合わせ 静岡県土地家屋調査士会 富士支部 ☎51-0875、静岡県行政書士会富士支部 ☎53-2277

働く人の労働安全衛生講座

☎ 商工労政課 内線 2591

とき 10月1日(金) 18:15～19:45

ところ ラ・ホール富士5階研修室

テーマ 成人病予防のための食事と運動

対象 勤労者、一般

定員 150人（先着順）

講師 中田健次郎さん（静岡県立大学 名誉教授）

受講料 無料

申し込み 電話で商工労政課へ

10月17日～23日は 秋の行政相談週間です

☎ 市民相談室 内線 2244

行政相談委員が国や県、市などに対する苦情や意見などの相談に応じます。

とき 10月8日(金) 10:00～15:00

ところ 今泉公民館

※定例の相談は毎月第2・4金曜日の13:00～15:00に市民相談室で行っています。相談は面接のほか、相談委員が直接電話や手紙でも受け付けています。

●行政相談委員

| 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|------|--------------|---------|
| 遠藤矢一 | 鶴無ヶ淵2-303-10 | 22-5450 |
| 佐野貞二 | 天間545-1 | 71-2709 |
| 時田徳子 | 横割本町3-10 | 61-7319 |
| 加藤秋子 | 中里36-5 | 38-1545 |

富士市結婚相談所 女性のための結婚相談

☎ 社会福祉協議会 64-6600

とき 9月26日(日) 10:00～15:00

ところ 吉原公民館

相談料 無料

問い合わせ 富士市結婚相談所（毎週水曜日と毎月第2日曜日の10:00～15:00のみ開設）☎53-5319、または社会福祉協議会

健康増進のための水中運動 リフレッシュ水泳教室

☎ 温水プール 36-2131

とき 10月20日～12月22日 毎週水曜日 10:00～11:30 計8回

ところ 温水プール

対象 一般男女 定員 30人

受講料 5,000円

申し込み 10月3日(日)の8:30～9:00に本人が受講料を持参し、温水プールへ（応募者多数の場合は9:00から抽せん）

防衛庁採用試験

☎ 市民課 内線 2222

種目・試験日 看護学生 10月28日(木)

防衛医科大学校 11月6日(土)・7日(日)

防衛大学校 11月13日(土)・14日(日)

資格 高卒見込み～21歳未満の男女（看護学生は22歳未満の女性）

受付 9月14日～10月13日に願書（自衛隊富士募集事務所で配布）を提出

問い合わせ 自衛隊富士募集事務所

☎51-1719

国民年金の出張徴収 と年金相談



☎ 国民年金課 内線 2265

国民年金保険料の出張徴収と年金相談を行います。保険料の納め忘れや年金についての相談がある人は、気軽にお出かけください。

| とき | ところ |
|----------|-------------------|
| 9月20日(月) | 岩松公民館、広見公民館 |
| 〃 21日(火) | 大淵公民館、富士南公民館 |
| 〃 22日(水) | 今泉公民館、富士駅南公民館 |
| 〃 24日(金) | 伝法公民館、須津公民館 |
| 〃 26日(日) | 富士公民館、鷹岡公民館、吉永公民館 |
| 〃 27日(月) | 富士見台公民館、田子浦公民館 |

時間 26日の会場 10:00～15:00
その他の会場 15:30～18:30

一斉防疫

希望した町内のみ実施します

☎ 環境衛生課 内線 2052

| 月日 | 午前 | 午後 |
|----------|--------------------|--------------------|
| 9月24日(金) | 千代田町 日乃出町 | 瓜島 |
| 〃 27日(月) | 吉原上中町 | 田端町 中桁 |
| 〃 28日(火) | 宮川町 宮の上 | 日吉町1～3 |
| 〃 29日(水) | 銀座町 富士町 富士本町 | |
| 〃 30日(木) | 東国久保 | 西国久保 源太坂 |
| 10月1日(金) | 荒田島1 | 荒田島2 高島 |
| 〃 4日(月) | 青島 新青島 | 永田町 弥生町 新追町 |
| 〃 5日(火) | 昭和通り 幸町 住吉町 | 西仲町 西本通り 伝馬町 |
| 〃 6日(水) | 吉原本町2 宮町 | |
| 〃 7日(木) | 八代町 | 依田原1～4 |
| 〃 8日(金) | 東本通1～3 新通り | 緑町 南町 |

エアロビクス教室

☎ 温水プール 36-2131

①とき 10月17日～12月19日 毎週日曜日 19:00～20:30 計10回

ところ 市立富士体育館剣道場

②とき 10月18日～12月20日 毎週月曜日 19:00～20:30 計10回

ところ 温水プール

…①②とも…

対象 一般男女 受講料 3,000円

定員 各30人（応募者多数の場合は抽せん）

申し込み 10月3日(日)の8:30～9:00に本人が受講料を持参し、①は市立富士体育館、②は温水プールへ

青少年センター
青年教養講座

☎ 青少年課 21-6129

| 講座名 | 期間 | 曜日 | 時間 | 回数 | 定員(人) | 材料費(金額) |
|----------------|-------------|-----|-------------|-------------|-------|---------|
| 華道(池坊) | 10/13~3/15 | 水 | 19:00~20:50 | 20 | 25 | 2万円 |
| 茶道(抹茶) | 10/12~3/14 | 火 | | 20 | 10 | 6,000円 |
| 茶道(煎茶) | 10/15~3/17 | 金 | | 20 | 10 | 6,000円 |
| 着物着付け | 10/14~3/16 | 木 | | 20 | 20 | 2,000円 |
| 料理(月曜) | 10/18~3/13 | 月 | | 19 | 24 | 2万円 |
| 料理(火曜) | 10/12~3/14 | 火 | | 20 | 24 | 2万円 |
| 料理(木曜) | 10/14~3/16 | 木 | | 20 | 24 | 2万円 |
| パソコン(エクセル) | 10/18~12/20 | 月 | | 10 | 8 | 2,500円 |
| パソコン(ウィンドウズ98) | 10/13~12/22 | 水 | | 10 | 8 | 2,000円 |
| エアロビクス | 10/13~12/22 | 水 | | 19:30~20:50 | 10 | 20 |
| 英会話(ビギナー) | 10/15~12/17 | 金 | 19:00~19:50 | 10 | 15 | 無料 |
| 英会話(中級) | 10/15~12/17 | 金 | 20:00~20:50 | 10 | 15 | 無料 |
| パンづくり | 10/16~3/18 | 第3土 | 13:00~15:50 | 5 | 20 | 5,000円 |
| ヤングカレッジFeel | 10/15~11/26 | 金 | 19:00~20:50 | 7 | 15 | 無料 |

ところ 青少年センター(広見小学校西側)

対象 市内在住・在勤の15~30歳の未婚の人(中・高校生は不可)

受講料 材料費が必要。そのほか、保険料250円と利用者会費500円が必要

申し込み 9月22日までに、直接または往復はがき(1講座・1枚)の往信用の裏面に希望する講座名・曜日、住所、氏名、生年月日、電話番号を、返信用の表面に住所、氏名を書いて、〒417-0862石坂456-5青少年センターへ(応募者多数の場合は抽せん) ※応募者が定員の半数に満たない場合は中止となります。

「道と富士」写真展作品募集

☎ 商工労政課 内線 2593

応募作品 白黒またはカラープリントの四つ切り判で、道路と富士山が写っている写真(未発表作品)

応募方法 10月15日までに住所、氏名、年齢、電話番号、写真のタイトルを書いたものを添えて、〒420-0851静岡市黒金町29 ASTY静岡ビル3階(社)中部建設協会「道と富士」写真展係へ ☎054-284-0380

※今回、東海道富士八景賞を新設。入選作品のネガは提出していただきます(著作権は主催者に属します)。

全国自然歩道歩こう大会
in フジステージ

☎ 体育振興課 内線 2726

とき 10月3日(日) 9:00~15:00
コース JR吉原駅南口→泉の郷→左富士→JR吉原駅(約10km)

参加費 1,000円(中学生以下500円)
持ち物 昼食、水筒、雨具など

申し込み・問い合わせ はがきに住所、氏名・年齢・電話番号を書いて、〒420-0854静岡市城内町2-16静岡県ユースホステル協会へ ☎054-252-7489

'99健康まつり しあわせ実感!健康っていいね!

10月3日(日) 9:30~14:30 保健女性センター

- ミニ健診、健康・栄養相談
- 体力測定とニュースポーツの紹介
- 体温計精度検査 ※家でお使いの水銀・デジタル体温計をお持ちください。
- 体脂肪測定、献血コーナー
- 金魚すくい、おもしろ自転車
- バザー(ドーナツ、ちらしずし、焼きそば、野菜、果物、手芸品など)
- ビデオ上映(遺伝子組み換え食品)
- 「地球温暖化防止に向けて」啓発パネルの展示 など

- ★赤ちゃんハイハイコンテスト(先着100人)
対象 市内在住の1歳未満でハイハイができる子(立って歩くと失格)
申し込み 9月27日から受け付けます。
電話で保健女性センターへ ☎64-8994
- ★骨の健康チェック(超音波による骨密度測定)(先着30人)
対象 市内在住の30歳以上の人(骨の健康に不安のある人は20歳代も可)
申し込み 9月20日から受け付けます。
電話で保健女性センターへ ☎64-8993

「トルコ地震救援金」にご協力を

トルコ地震の救援金について、日本赤十字社では郵便振替口座で受け付けています。送金手数料は無料です。お近くの郵便局で振り込みをしてください。
※救援金のみの受け付けで、物資の受け付けは行いません。

問い合わせ 社会福祉課 内線2311

第1回田子の浦漁協しらす祭

9月26日(日) 8:00~12:00

※荒天の場合は10月3日(日)

田子の浦漁業協同組合(前田)

- ◎生シラス、釜揚げシラスの試食と販売
 - ◎体験乗船(9:00~12:00)
 - ◎模擬店(シラス定食、焼き鳥ほか)
- 問い合わせ 農政課 内線2569

～日曜納税相談～

とき 9月26日(日) 9:00~16:00

ところ 市役所3階

- ★収税課…市・県民税、固定資産税の納付について
- ★国民健康保険課…国民健康保険税の納付について

問い合わせ 収税課 内線2365
国民健康保険課 内線2343

9月の水道・下水道料金納入地区

納入期限は9月末日まで(納入はお早目に、お忘れなく)
納入は手続きが簡単、便利な指定金融機関などの口座振替で

問い合わせ 水道部営業課 内線2534・2535

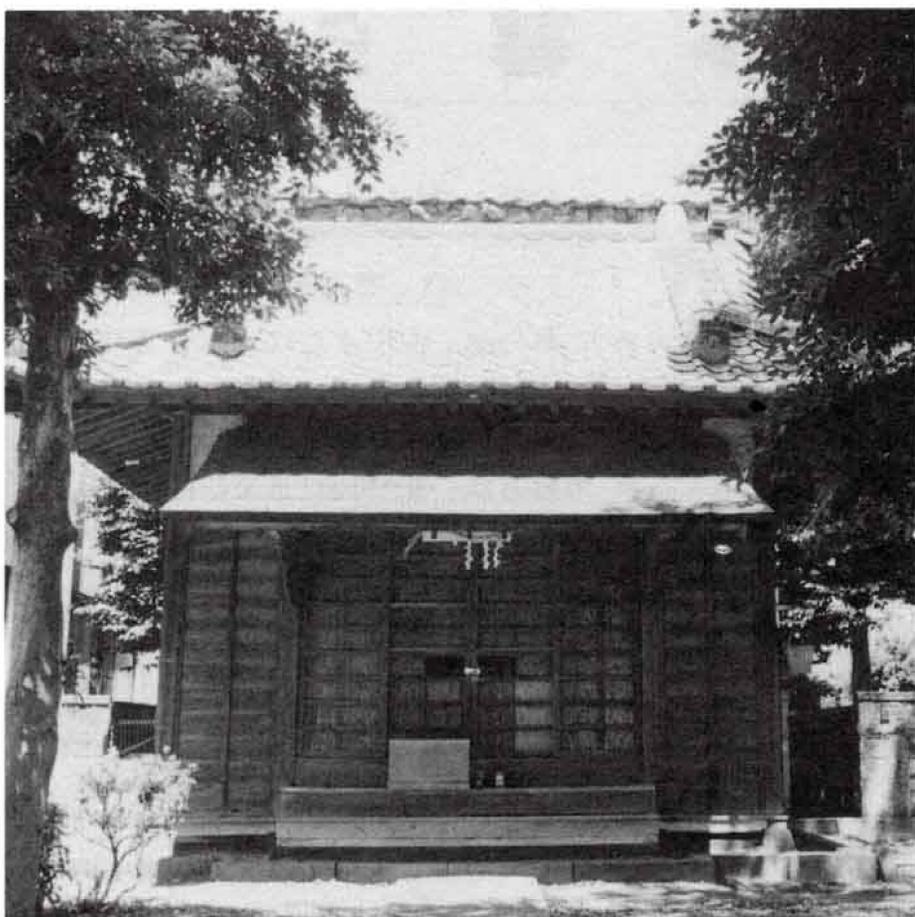
吉原(弥生町除く)、広見、青葉台(広見新町、高山、若松町1・3、茶の木平・荻の原の一部)、元吉原、須津、吉永、原田(原田町3)、田子浦、大淵(大久保町、城山町)、富士駅北1・2(十兵衛北・水戸島上除く)、富士南(森島・宮下除く)、鷹岡(厚原西・久沢東・久沢北除く)、天間

富士の民話 あれこれ

柚木の

お天白さん

富士駅北地区の柚木に天白神社があります。地域の人たちからは「お天白さん」と呼ばれています。今回は、この柚木の「お天白さん」について紹介します。

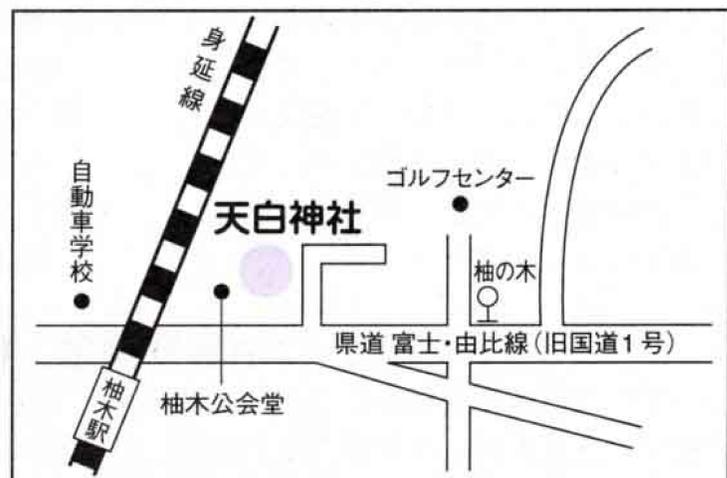


▲天白神社

養老年間（奈良時代）のことです。ある年、柚木の初穂田という田んぼに、とつても大きな米粒が三粒、天から降ってきました。米粒の大きさは、長さ一寸八分といいますが今でいう約六センチメートルになります。

村の人たちは、「不思議なことがあるもんだ。きっと、この土地はお米の神様と関係があるに違いない」と米粒の一つを祭って、天白神社と名づけた社を建てたそうです。そして、残りの米粒は、米之宮浅間神社と出雲大社に奉納したということです。

また、天白神社の横には、昔、大きな池があつて、人々は「天白池」と呼んでいました。この付近にひでりが続くと、村の人たちは、この池で雨ごいのお祭りを行いました。すると急に天空に黒雲がわいて、雨が降ってきたということです。天白神社は、お米の神様を祭っているということから、ひでりで作物がとれないと、百姓たちがかわいそうだったので、神様が雨を降らせたのでしよう。



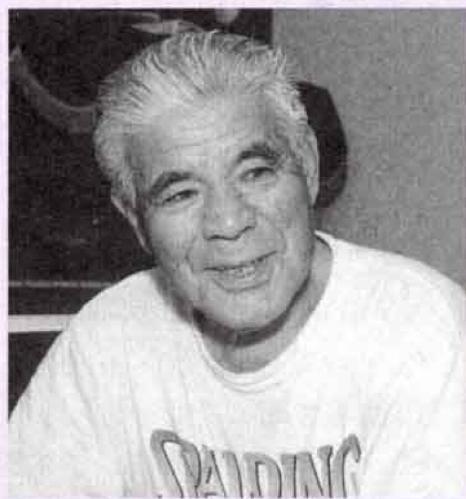
今では米粒は残っていませんが、昔からこの地域ではお米がとれたということから、この話が伝えられているのでしよう。

天白池の水は、昔飲み水として利用されていたようです。水はいつか乾き、池は杉林にかわってしまったようですが、杉林によく牛がつかがれていたのを覚えています。

また、昭和七年までは境内に飛行機松といって、富士山の頂上からも見えるほどの大きな松が二本ありました。樹齢千年を越す松だったので、本殿を修復するのに木を切ってしまうと、地域の人たちと相談していたところ、突然枝が折れてしまったのです。

とても不思議なことでした。

私が子供のころは、学校の行き帰りにみんなで神社に寄ってよく遊びましたね。地域の人たちもよく集まってきたにぎやかでした。今でも毎年十月十七日前後の土曜日または日曜日に、盛大にお祭りを行っています。



柚木にお住まいの
小中 良一さん

こちら編集室

12月にロゼシアターで、私が在籍しているオーケストラが、市民合唱団やソリストの皆さんと一緒に「第九」を演奏します。私の担当する楽器は当日ステージに出る人の中で一番出番が少ない楽器。でも、不思議なことに、出番の多さと緊張の度合いは必ずしも合

ないものです。ところで、「第九」というと年末に流れる曲の代名詞。そのせいか、練習ではこの夏の暑さをしばし忘れさせてくれました。この秋、いよいよ練習が佳境に入ります。合唱団の皆さんとの合わせや本番の演奏会が待ち遠しいこのごろです。

人口 238,262人 (前月比+199)
男 118,614人 (+96)
女 119,648人 (+103)
世帯 78,899世帯 (+122) 8月1日現在
編集・発行 富士市総務部広報広聴課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100 ☎51-0123

